令和８年第 14 回教育委員会会議　報告事項（４）

新たな沖縄県指定文化財の指定について

文化財課

沖縄県文化財保護審議会は、令和８年９月 11 日に開催された同審議会の審議、議決を経て、「平敷屋トウバル遺跡出土の線刻画石柱」の沖縄県指定有形文化財（考古資料）への指定、沖縄県指定文化財（工芸技術）「八重山上布」保持者の追加認定、「沖縄伝統織物用具製作技術」の沖縄県選定保存技術への選定及び保持者の認定について、県教育長に答申した。

この結果、公報登載を経て、考古資料は５件に、「八重山上布」の保持者は７名となる。また、「沖縄伝統織物用具製作技術」は初の県選定保存技術及び保持者の認定となる。

１　「平敷屋トウバル遺跡出土の線刻画石柱」の県指定有形文化財への指定

（１）名称及び員数：平敷屋トウバル遺跡出土の線刻画石柱　１点
（２）種　　別：沖縄県指定有形文化財（考古資料）
（３）指 定 基 準：沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択基準
第１　県指定有形文化財指定基準
５　考古資料の部
（１）土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他先史時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
（４）所　在　地：うるま市勝連平敷屋 3821-1（文化財収蔵庫）
（５）所　有　者：うるま市
（６）解　　説：

本件は、うるま市勝連平敷屋に所在する平敷屋トウバル遺跡の発掘調査で出土した考古資料である。砂岩製（ニービヌフニ）の石柱で、長さ 87cm、最大幅 23.6cm、最大厚 6.2cm、重量 10.5kg で、上端部が土器の口縁部を模した山形に打ち割って成形され、下端部は尖る形状である。線刻されている文様は、山形の形状に沿って三段に区分けされ、階段状の線刻を連ねる等、装飾の豊かさが窺える。また、施される文様は縄文時代後期の奄美・沖縄諸島で出土する土器と共通する。全形の窺える資料で当時の姿を極めて良好に留めており、国内の縄文時代において本資料は類例のない形状で、造形的に独自性が高い。

本資料は生活の中で利用された痕跡が見られないことから、儀礼や祭祀等に関わる道具と考えられる。また、その形状から平敷屋トウバル遺跡が立地する海浜上に立てられていた可能性が高く、縄文時代集落の生活や信仰の在り方を考えるうえで重要な資料であり、施される文様の共通性から他地域間の文化交流を理解するうえで欠かせない資料である。

以上により、本資料は考古学上重要であり、先史時代の遺物で学術的価値の特に高いものであることから、沖縄県指定有形文化財（考古資料）に指定し、保存・継承を図る必要がある。



平敷屋トウバル遺跡出土の線刻画石柱
（写真提供：うるま市教育委員会）

２　県指定無形文化財「八重山上布」の保持者の追加認定

（１）種　　別：沖縄県指定無形文化財（工芸技術）

（２）新たな保持者一覧：

無形文化財の名称	保　　持　　者	
	氏名	住所
八重山上布	次呂久（じろく）　幸子（さちこ）	石垣市
	太（ふとり）　幸恵（ゆきえ）	石垣市
	浦崎（うらさき）　しな子	石垣市

（３）追加認定の概要：

八重山上布は昭和53年４月１日付けで県指定無形文化財に指定され、１次認定においては石垣英松他５名が保持者に認定された。その後、平成３年には新垣幸子他２名が、平成26年には糸数江美子他２名がそれぞれ追加認定されたが、現在までに７名が物故し、令和６年に新垣幸子が重要無形文化財指定（令和６年10月９日官報告示）により指定・認定解除となったため、現在の保持者は４名となっている。保持者数が少なく、保存伝承に関する活動に支障が出ているため、伝統技術の保存と継承のため伝承者の中から技量のすぐれている者を追加認定する必要がある。

今回追加認定しようとする３名は、長年にわたり八重山上布の技法の継承・研鑽に励み、その技法に精通する者である。以上の者を無形文化財「八重山上布」の保持者として新たに追加認定し、その保存・継承を図る。今回の追加認定により、保持者は７名となる。

（４）保 持 者 の 紹 介：

①次呂久　幸子

昭和 56 年に後の県指定無形文化財「八重山上布」保持者の松竹喜生子（きみこ）に師事し手捺染（てなっせん）の技法を身に着け、昭和 57 年に自身の工房を開設した。昭和 58 年に後の重要無形文化財「八重山上布」保持者の新垣幸子に師事し手括染（くくりぞめ）の技法を習得した。伝統的な白上布を得意とし、八重山上布の技法の継承に取り組んでいる。





②太　幸恵

昭和 61 年に後の県指定無形文化財「八重山上布」保持者の松竹喜生子に師事し手捺染の技法を身に着け、同年に自身の工房を開設した。昭和 63 年に後の重要無形文化財「八重山上布」保持者の新垣幸子に師事し、手括染の技法を習得した。経緯手績み苧麻糸（たてよこうちおみ）による製織に努め、八重山上布の技法の継承に取り組んでいる。





③浦崎　しな子

昭和 56 年に草木染びんがた研究所「首里琉染（りゅうせん）」創設者の山岡古都に師事し染織の基礎的な技法を学び、昭和 58 年に後の県指定無形文化財「八重山上布」保持者の松竹喜生子に師事し手捺染の技法を身に着け、昭和 59 年に自身の工房を開設した。昭和 61 年に後の重要無形文化財「八重山上布」保持者の新垣幸子に師事し、手括染の技法を習得した。植物染料を使用した手括染を得意とし、八重山上布の技法の継承に取り組んでいる。





４　「沖縄伝統織物用具製作技術」の県選定保存技術への選定及び保持者の認定

（１）種　　別：沖縄県選定保存技術

（２）選 定 基 準：沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択基準

第７　県選定保存技術選定基準

２　無形文化財等関係

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

（３）選定する理由：

琉球・沖縄において発展した伝統的織物の制作に使用される織機などの用具は、古くは産地ごとに形状が異なるなど地域的特性を有するものであった。近代化の影響による手工業から機械制工業への転換を背景に、織機などの用具の生産数は減少の一途を辿った。

戦後、沖縄島をのぞく各地域においては、戦前から伝わる用具の修理、他地域からの移入によってその不足を補ってきた。伝統的織物の復興にともない、用具の新規製作が望まれたことで、その製作技術も復興されることとなった。

織機などの用具の製作にあたっては、各地域の織物の特性の理解と、木材の選別や加工、各部材の構造や機能についての知識と理解、そして優れた技術が必要となる。

令和８年第 14 回教育委員会会議　報告事項（４）

沖縄伝統織物用具製作技術は、久米島紬、宮古上布、八重山上布など県内に所在する無形文化財の保存のために欠くことのできない用具の製作技術、修理等の技術であり、保存の措置を講ずる必要がある。

（４）保持者一覧：

選定保存技術の名称	保　　持　　者	
	氏名	住所
沖縄伝統織物用具製作技術	戸眞伊　擴（とまい　ひろむ）	石垣市

（５）保持者の紹介：

戸眞伊　擴

中学校卒業後、石垣島に所在した田城木工所において木工技術を身に着け、昭和 50 年に自身の木工所を開設した。昭和 51 年に石垣市からの依頼を受け、八重山上布用織機の製作を開始し、以後、八重山上布だけではなく、久米島紬の制作に使用される八丁撚糸機（ねんしき）、宮古上布の制作に使用する砧（きぬた）台など用具の製作・修理を続けてきた。

特に八重山上布用織機については、織り手の要望に応えて、手括染及び手捺染の両技法に対応可能な形状へと改良を重ねるなど、技術的発展をさせてきた。

製作に主に使用する木材は「島材」と呼ばれる石垣島産の木材であり、原木の選定から木の伐採（山だし）、製材、木取り、乾燥など原材料の入手にかかる全ての工程を自身の手で行っている。

平成 27 年には、石垣島産木材の加工技術や知識の継承、普及を目的に「八重山材研究モッコク会」を設立し、後継者の育成にもあたっている。

長年にわたり、自身の開設した木工所において後継者の養成も努めるなど、上布等用具製作技術を保存し継承していく上で貴重な存在である。



